

スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る
競争の促進に関する検討会（第1回）議事録

- 1 日時 令和6年9月30日（月）13:30～15:00
- 2 場所 対面（中央合同庁舎第6号館B棟11階官房第1会議室）とオンラインの併用
- 3 出席者

【委員】

依田座長、石井委員、上沼委員、川濱委員、伊永委員、滝澤委員、仲上委員、日高委員、
山田委員

【公正取引委員会事務総局】

岩成経済取引局長、佐久間官房審議官、稲葉デジタル市場企画調査室長

【オブザーバー】

内閣官房副長官補室、内閣官房デジタル市場競争本部事務局、内閣官房国家安全保障局、
内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター、個人情報保護委員会事務局、消費者庁、
こども家庭庁、デジタル庁、総務省、文部科学省、経済産業省

4 議題

- 事務局から検討会における検討事項等に関する説明
- 委員から御発言
- 自由討議

○稲葉室長 それでは、ただいまから、第1回「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する検討会」を開催いたします。

事務局を担当しています、公正取引委員会デジタル市場企画調査室長の稲葉と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

開催に当たり、まず、経済取引局長の岩成から御挨拶をさせていただきます。

岩成局長、よろしくお願いいたします。

○岩成局長 公正取引委員会の岩成と申します。よろしくお願いいたします。

本日は御多忙の中、本会議に御参加いただきまして誠にありがとうございます。

さきの通常国会で成立いたしましたスマホソフトウェア競争促進法ですが、今年の12月19日

に規制対象事業者の指定に係る規定を先行して施行し、そして、来年の12月19日までには、規制対象事業者に対する義務を含む全体を施行することになっております。

セキュリティの確保や青少年の保護などを図りつつ、スマホソフトウェア競争促進法を実効的に運営していくためには、公正取引委員会が有識者の方々をはじめとする幅広い関係者の知見等を踏まえながら、施行準備及び施行後の運用を行う必要があります。このような趣旨から、本日より「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する検討会」を開催することになりました。

この検討会におきましては、スマホソフトウェア競争促進法の下位法令及びガイドラインの内容について、御議論いただきたいと思っております。皆様におかれましては、本法の施行に向けた準備を進めていく上でお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

それでは、引き続き、本日の検討会について稲葉から説明をさせたいと思います。よろしくをお願いします。

○稲葉室長 それでは、本日の議事に入りますので、報道の方はここで御退室をお願いいたします。

(報道退室)

○稲葉室長 それでは、本日は第1回目の会合ですので、事務局から本検討会の運営について簡単に御説明をいたします。

まず、この検討会は、スマホソフトウェア競争促進法の施行に向けて、関係する政令及び公正取引委員会規則で定めることとされている事項、また、ガイドラインの内容について、検討を行っていただくことを目的としております。

また、本検討会には、開催要領に記載しております委員の皆様に御参画いただいております。このうち、本日は、増田悦子委員及び榊田佳江委員が御欠席です。また、石井委員、川濱委員、仲上委員にはオンラインで御出席いただいております。

また、本検討会には、内閣官房、個人情報保護委員会、消費者庁、こども家庭庁、デジタル庁、総務省、文部科学省及び経済産業省といった関係省庁にも、オブザーバーとして御参加いただいております。

本検討会の議事については、委員の皆様に自由闊達に御議論いただく観点から非公開としますが、後日、議事録を作成し、発言者の御確認を経た上で公表いたします。

本検討会の座長については、京都大学の依田先生に御就任いただいております。

それでは、以後の議事につきましては座長にお願いしたいと存じます。

依田座長、よろしくお願いいたします。

○依田座長 皆さん、こんにちは。

本検討会の座長を務めます京都大学の依田高典でございます。デジタル市場競争会議等では大変お世話になりました。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の検討会では、まず、スマホソフトウェア競争促進法が制定された背景や趣旨を含む法律の概要と、本検討会において今後御議論いただきたい主な事項について、事務局から御説明いただきます。

その後、スマホソフトウェア競争促進法の施行に向けて御関心のある論点や、今後の具体的な議論に向けてどのような視点が重要であるかといった御意見などについて、委員の皆様から御発言を頂きます。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

○稲葉室長 それでは、まず、スマホソフトウェア競争促進法の概要について御説明いたします。

まずは、資料1の7ページから御覧ください。

スマホソフトウェア競争促進法の制定に関しては、これまで内閣官房に置かれていたデジタル市場競争会議において御議論いただいて、昨年6月に「モバイル・エコシステムに関する競争評価 最終報告」が取りまとめられ、この中で、モバイル・エコシステムに関する様々な競争上の問題に対応するための方針が示されたところです。

また、このデジタル市場競争会議における実質的な議論は、その下のワーキンググループで御議論いただいており、今回の公正取引委員会の検討会についても、ワーキンググループで委員ないしオブザーバーを務めていただいていた多くの先生方にも御参画を頂いているところです。

スマホソフトウェア競争促進法に関しましては、基本的なコンセプトとして、モバイル・エコシステムにおいてセキュリティやプライバシーを確保しつつ競争を通じて多様な主体によるイノベーションが活性化し、消費者がそれによって生まれる多様なサービスを選択できて、その恩恵を受けることを目指すことが示されているところです。こうした総論的な方針及び各問題の各論についての対応方針を踏まえ、公正取引委員会において内閣官房とも連携をしながら、新法の具体的な制度設計を行ってきたという経緯があります。

資料1の1ページに記載しているとおり、スマホソフトウェア競争促進法に関しては、諸外国でも同じようなデジタル分野の新しい規制を整備する動きが見られるところです。特に、EUにおいては今年の3月からデジタル市場法の本格的な運用が開始され、またイギリスにおいても新しい法律が今年の5月に成立しました。今後、スマホソフトウェア競争促進法の施行準備を進めていく際にも、諸外国の動向も引き続き注視をしながら検討を進めていく必要があると考えており、第2回以降の検討会においても、必要に応じて事務局から諸外国の状況などについても御紹介したいと考えています。

次に、2ページに、今回の新法の概要を記載しています。

ページの一番上にあるように、法の趣旨としては、スマートフォンが急速に普及をして国民生活や経済活動の基盤となっている中で、スマートフォンの利用に特に必要なソフトウェア、具体的にはモバイルOS、アプリストア、ブラウザ、検索エンジン、法律の中ではこれらを総称して「特定ソフトウェア」と呼んでおりますが、これらのソフトウェアの提供を行う事業者は特定少数の有力な事業者による寡占状態になっています。これらの事業者の競争制限的な行為によって様々な競争上の問題が生じている中で、新規参入などの市場機能による自発的な是正が困難である一方、従前から公正取引委員会としても独占禁止法を活用して競争上の問題に対応してきたところですが、個別の事案に対応していくことでは立証活動に著しく長い時間を要するという課題がありました。したがって、このような課題を解消して、競争上の問題により迅速かつ効果的に対処していくことができるように、スマホソフトウェア競争促進法を制定したという経緯があります。

次に、法律の骨子について、同じ2ページの下のほうを御覧ください。

まず、新法の規制の対象になる事業者に関しては、公正取引委員会が政令で定める一定規模以上の事業を行う者を指定する制度になっています。このようにして指定を受けた事業者に対して、一定の行為の禁止や一定の措置を講じることを義務付ける新しい規制が導入されます。さらに、これらの規制の実効性を確保するために、指定事業者による規制の遵守状況の報告や、関係事業者による情報提供、関係行政機関との連携、更には公正取引委員会の調査権限や課徴金納付命令などの規定を併せて整備したところです。

これらの規定の施行については二段階となっており、まず一段階目の指定に関する規定が今年の12月19日に施行されます。そのほかの規定は、公布の日から起算して1年6か月を超えない範囲内で政令で定める日、現時点においては来年の年末頃を施行時期として想定をしている

ところでは。

今後の検討会においては、規制対象事業者の指定の基準や、具体的な禁止事項及び遵守事項の内容について、主に御議論いただくことを想定しております。

続きまして、規制の詳細について、3ページを御覧ください。

ページの左側に競争上の問題が記載され、それに対する新法の規制が右側に記載されています。

一例を御紹介いたしますと、(1) アプリストア間の競争制限の問題について、他の事業者がアプリストアを提供することを妨げてはならないという規制を導入しております。これによって、他の事業者が新規に参入してアプリストアを提供していくことを促すものです。

一方で、先ほど申し上げたようにセキュリティやプライバシーを確保する必要がある中で、セキュリティ、プライバシー、青少年保護等のために必要な措置であって他の行為によってその目的を達成することが困難である場合、そのような措置を講じることができる規定になっています。このような「正当化事由」の規定も今後の検討会で御議論いただきたい大きな論点の一つです。

また、これらの規制について今後の実効的な運用に向けて検討を進めていくに当たっては、二つのポイントがあるのではないかと考えております。一つがセキュリティやプライバシー、青少年保護といった問題と、他方で競争を促進していくこと、この二つのバランスをどのように取っていくかということです。

これについては、同じ資料1の9ページを御覧いただければと思いますが、国会の審議においても御議論いただいて、衆議院及び参議院で附帯決議が付けられています。

この附帯決議の1番目に記載されていますように、デジタル市場の活性化やイノベーションの促進を図る観点から、公平・公正な競争環境の整備に取り組むとともにセキュリティの確保、プライバシー保護、青少年保護、消費者保護等に関し必要な措置が講じられるように努め、競争と安全の両立の確保を図ることが決議をされています。併せてこのバランスという意味では、指定事業者によるセキュリティの確保、プライバシー保護、青少年保護等を理由とする過剰な措置が行われることのないよう、関係行政機関が連携して適切に対応することが求められているところ、こうした観点も踏まえて、今後、具体的な御議論を頂ければと考えています。

実効的な運用に向けての二つのポイントのもう一つは、新法を活用して様々な競争上の問題に迅速に対応していく一方で、指定を受けた事業者による、新しい規制を迂回するような行為

を含めた様々な幅広い競争制限行為に対して柔軟に対応していくことです。この迅速性と柔軟性という二つのバランスを考えながら、施行準備を進めていく必要があるのではないかと考えているところです。

4 ページでは新法の運用のイメージとして、「継続的なコミュニケーションを通じた競争環境の整備」と記載しているように、公正取引委員会が、指定を受けた事業者をはじめとする様々な関係事業者や、関係行政機関などと、しっかりとコミュニケーションを取りながら、指定事業者に対してビジネスモデルの改善を求めていくといった運用のイメージを持っているところです。このコミュニケーションの中で、違反行為が認められた場合や、問題となり得る行為が改善されない場合には、必要な調査を行った上で必要な措置を講じていく、コミュニケーションと厳正な対処の二段構えの対応を念頭に置いています。

続けて、新法に関連する下位法令などの検討事項について、資料2に沿って説明いたします。

資料2の1 ページ目には、今後御議論いただきたい主な事項の全体像を記載しております。なお、こちらに記載されている事項以外にも、今後、第2回以降の検討会で御議論いただければと考えているところです。また、検討を進めていく上では、検討会での御議論に加え、関係省庁や関係事業者などとも公正取引委員会がしっかりと対話を重ねながら、その内容を踏まえて検討を進めていくことができると考えています。

大きな分類を御紹介すると、政令で定める事項、公正取引委員会規則で定める事項、更には公正取引委員会が策定するガイドラインにおいて内容の明確化を図っていく事項の三つがあります。

まず、政令の委任事項については、2 ページを御覧ください。

一つ目は、新法の規制対象になる事業者の指定に関する具体的な基準を定めるものです。新法の第3条においても、他の事業者の事業活動を排除し、又は支配し得るものとして、利用者の数その他の当該事業の規模を示す指標により政令で定める規模以上であるものを指定するという規定がありますので、今後、この規制対象事業者を指定するための具体的な事業規模に関する基準をどのように設定すべきかということを御議論いただきながら、政令の整備を進めていきたいと考えています。

次に、先ほども新法の概要を説明した中で正当化事由について申し上げましたが、この正当化事由については、セキュリティの確保、プライバシーの保護及び青少年の保護以外に、その他政令で定める目的のために必要な行為に関して正当化が認められるということになっていま

すので、このセキュリティ、プライバシー、青少年保護以外に認められるべき目的としてどういったものがあるかということは今後御議論いただきたいと考えています。

続けて3ページでは、選択画面の対象となるソフトウェア等を挙げています。新法の中では、利用者の選択の機会が特に確保される必要のあるアプリやサービスに関して、政令で定めるものについては、標準設定、いわゆるデフォルト設定をする上で、消費者が自己のニーズに合ったものを選びやすい選択画面の表示や、その他選択に資する措置を講じなければならないことが規定されていますので、この規制の対象とすべきアプリやサービスについてどのようなものを含めるべきかが論点になると考えています。

次に、規則の委任事項については、4ページ以下に書いています。

まず、4ページ、5ページのとおり、新法では、指定事業者に対して取得したデータを競合サービスなどの開発や提供のために使用することを禁止しており、また、取得するデータに関して、その取得や使用の条件について開示することを義務付けているところです。これらの不当な利用の禁止や開示の対象にすべきデータに関して、法律上も例えばアプリの利用状況や作動状況、アプリの売上や使用に関するデータなどが例示されていますが、これらを含めて具体的にどのようなデータを規制の対象にすべきかということが論点になると考えています。

次に6ページですが、先ほど申し上げましたデフォルト設定をするアプリやサービスについての選択画面の表示の方法や、このデフォルト設定をしたものに関して、ユーザーが簡単な操作でそれを変更することができるようにするための措置などが義務付けられておりますので、その変更の方法を具体的にどのようにすべきか、そのようなことに関して公正取引委員会規則で定めることになっています。したがって、これらの具体的な変更の方法や選択画面の表示の方法などについて御議論いただくことを想定をしています。

さらに、7ページを御覧ください。

新法の13条において、モバイルOSやアプリストアなどを運営する事業者に対して、仕様の変更や利用の条件の変更、規約の変更などを行う場合には、関係するアプリ事業者などに対して、そのアプリ事業者などが対応を円滑にできるように、期間の確保、情報開示、必要な体制の整備などを講じなければならないという義務付けがなされています。したがって、これらに関して公正取引委員会規則でより詳細にルールを定めていくに当たり、この仕様変更などの情報の開示をいつ、どのように行うべきかといったことが論点になると考えています。

最後に、ガイドラインで定める事項について、次の8ページを御覧ください。

スマホソフトウェア競争促進法の中では、指定を受けた事業者に対する禁止行為や講ずべき措置に関して適切に対処するために必要な指針（ガイドライン）を公正取引委員会が定めて、公表するということが規定されています。

このガイドラインに関しては大きく二つのことを明確化していくことができればと考えています。一つ目は、禁止行為や講ずべき措置に関する具体的な考え方です。例えば新法の第6条においては、アプリを提供する事業者に対して不公正な取扱いをすることを禁止し、また、第7条、第8条においては、指定を受けた事業者が、競合する他の事業者が同じようなサービスを提供することを妨げることを禁止しています。例えばこのような不公正な取扱いについて、具体的にどのような行為が該当するのかや、また、どのようなケースが他の事業者を「妨げる」行為として想定されるかなど、行為の具体例や条文の具体的な解釈の考え方について明確にしていくことが一つ目として挙げられます。

それから、二つ目として、先ほども御説明した正当化事由についても考え方を明確化していきたいと考えていまして、政令で定める目的を含め、正当化事由について、具体的にどのような場面において認められるべきか、または認められるべきではないか、そのようなことを可能な限りガイドラインにおいて明らかにしていくことができればと考えています。

これらについて、第2回以降の検討会で、委員の皆様にご議論いただければと考えています。私の説明は以上です。

○依田座長 どうもありがとうございました。

それでは、委員の皆様から御発言を頂きます。

石井委員から名簿順に、お一人当たり3分から5分程度で自己紹介と御発言をお願いいたします。なお、御出席の皆様から御発言を頂いた後に、本日御欠席の委員から事前に提出いただいた御意見については、事務局から書面を代読していただきます。

では、まず最初に石井委員からお願いいたします。

○石井委員 よろしくお願ひいたします。

中央大学国際情報学部の石井です。このたびはスマホソフトウェア競争促進法の具体化に係る重要な検討会に参加をさせていただき、大変光栄に感じています。

私は、情報法の領域、特にプライバシーや個人情報保護の分野の研究をしてまいりました。それ自体、非常に大きな研究分野となっており、制度面のみならず理論面においても様々な議論が重ねられてきたところですが、最近では、プライバシーや個人情報保護だけではなく、競

争法や消費者保護との関わりが出てきているところです。私個人としては、そのような隣接する法領域と、プライバシー、個人情報保護の関係の研究に十分関心を寄せているところで、今回の検討会で先生方からいろいろな御示唆を頂いて、私自身検討を深めていくことを目指して参加させていただこうと思っております。

次に、総論的なところになりますが、今回の新法の検討を進めるに当たり、2点ほど視点を述べたいと思います。

1点目は、競争法とプライバシーや個人情報保護が対立し得る場面についてです。例えば、今回の規制の一つであるアプリストア間の競争制限の中には、セキュリティやプライバシー保護といった正当化事由がある場合の例外が認められているということですが、競争環境を維持するという観点と、プライバシー保護の観点とのバランスを図らなければならないことになっています。附帯決議にもこの点記載されていることは、先ほど御説明があったところかと思えます。

プライバシーといっても自己決定権的な側面もあれば、情報の取扱いに焦点を当てたプライバシーの議論もあり、文脈ごとに、どのような場面の議論であるのかということを意識しながら議論を進めていく必要があると思います。特定ソフトウェアを提供する事業者が、プライバシーやセキュリティ、個人情報保護を盾に自社以外のアプリストアの提供を不当に制限することは避けるように、正当化事由の範囲を具体化する観点が重要かと思いました。

他方、スマートフォンを含めて利用者情報のプライバシー保護は決して簡単ではないことにも、十分な配慮が必要かと思います。例えば、総務省が利用者の情報が無断で抜き取られてしまうという問題について10年以上前から検討を行っていて、2012年のスマートフォンプライバシーイニシアティブから最近の外部送信規律の導入まで、非常に長い年月をかけて取組を進めておられるという経緯もありますので、関係省庁との連携は非常に重要であると思います。

また、国外の動向を見ると、競争法の監督機関とデータ保護の監督機関の連携に関しては、特に本人の同意を適切に取得することとの関係で調整が図られているケースがあると承知していますので、プラットフォーム事業者との関係では、日本においても個人情報保護委員会をはじめとする関係省庁との連携が非常に重要だろうと思います。

2点目は、データ集中についての意見です。

EUの最近のプラットフォーム規制法はGDPRを念頭に置いた規律を設けていたりして、まして、デジタル市場法においてもエンドユーザーの個人データをマッチングすることを規制

するルールなどが設けられているかと思います。特にEUでは、立法の中でも競争法、消費者保護法、あるいはデータ保護法の垣根がなくなっている傾向があるのではないかと考えています。さらに、広告目的で集めたデータが集中すると参入障壁を高めてしまうということに加えて、プライバシーの観点からも望ましくない状況が生じてしまいます。これは競争法とプライバシー保護法、データ保護法が対立する場面ではなく、同じ規制の方向性を向いている場面ではないかと思われます。

新法においては、指定事業者による不当なデータの利用規制やデータポータビリティの提供の義務付けといった規制が、データ集中に対するルールになり得ますが、一つの規制の方向性が競争法とプライバシー保護、データ保護で協調する場面においても、やはり関係省庁との意識合わせを細やかにやっていく必要があるだろうと考えています。

具体的な規定との関係では、例えば、新法の第5条で、指定事業者が不当な使用を禁じられるデータの中に、ウェブの閲覧履歴や利用者の属性に係るデータ、位置データなどの個人に関する情報が含まれ得るということになるので、プライバシー保護に関するデータを含めデータ集中を防止するという観点も非常に重要だと考えています。

私からは以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○依田座長 どうもありがとうございました。

では、2番目に、上沼委員、どうぞ自己紹介と御発言をお願いいたします。

○上沼委員 ただいま御紹介にあずかりました弁護士の上沼と申します。私は今回、一般社団法人安心ネットづくり促進協議会の理事としても参加させていただいています。

私は通常の弁護士としてネットや通信に関する業務もしていますが、特に子どもとネットの関係について長く携わっており、2003年頃には、ネットと子どもの関係についてのシンポジウムを行うなどもしています。また、第二東京弁護士会の子どもの権利委員会において、子どもに関する法的問題に携わっており、子ども向けのSNS相談を担当し、子どもからの直接の相談を受けています。

その立場から、今回の新法についてお願いしたいのは、ぜひ青少年保護の視点を持っていたきたいという点です。スマホソフトウェア競争促進法では、競争促進ということが大きな目的となっています。青少年保護も含めて、競争環境の中で適正な選択がされれば最も望ましいのですが、過去の状況を見ていると、ユーザーが選択するときに必ずしも青少年保護の観点を一番の選択ポイントにしているわけではないという現状があります。そのような状況で、競争

だけを重視すると、結果として青少年保護の部分の手当てが十分ではない状況が生じてしまう可能性があると思います。ユーザーの選択として必ずしも優先されず、競争的視点になじまないポイントは、実際にその法律を施行する立場において検討しておくべき必要があるかと思います。

青少年保護に関しては、今、青少年インターネット環境整備法というものがあり、いわゆるアプリの中身は民間事業者による基準によって規律する立て付けになっていますが、附帯決議でその基準に対して国は基本的にものを言わないということになっていますので、民間事業者の基準が信用できるものでないと、ユーザーが実際に使うときに問題になり得ます。スマホソフトウェア競争促進法についても、そのような視点を非常に重視したいと思っています。

私からは以上です。

○依田座長 どうもありがとうございました。

続きまして、川濱委員、お願いいたします。

○川濱委員 追手門学院大学法学部の川濱と申します。

私は経済法を専門としていまして、独占禁止法、競争法及び電気通信事業法、その他の業法の研究を長年行っています。また、デジタル市場競争会議のワーキンググループにも依田座長の下参加しており、モバイル・エコシステムに関する競争評価の最終報告に関しても立ち会ってきました。その上で、今回、スマホソフトウェア競争促進法の政令、規則及びガイドラインの策定まで来たことに非常に感慨深いものがあります。

まず、日本法の特長、日本法とEUのデジタル市場法との違いに関して、申し上げたいことがあります。EUのデジタル市場法はモバイルに限らず多くのエコシステムが規制対象となるようになっております。これらのエコシステムの中でゲートキーパーに対して幅広く規制を行う立法になっています。これに対して、日本の法律はモバイル・エコシステムにターゲットを絞り、また、立法に至る過程でかなり詳細に実例を集め、その上で立て付けられているものです。新法については、多くの論点がありますが、これはある意味ではモバイル・エコシステムに関する競争評価の最終報告に出てきた議論のフォローアップのような側面もあるのではないかと思います。あまりにも多くの論点がありますが、白地に絵を描くのではなくて、既にその上を行った後の作業であるということをまず認識しておくことが必要ではないでしょうか。

例えば、政令における事業者の指定の部分も、EUでは指定をめぐる決定について大規模かつ長期の訴訟等が起きていますが、日本法の場合は、もともと問題のある市場がターゲットに

なっており、このような市場では一定の規模を持った寡占的なプレーヤーが初めから存在することから、寡占的なプレーヤーが誰になるかを絞り込む程度の作業で指定する事業者の規模を決定すれば足りるようになっていていると思います。E Uのように市場の特性等に関する問題を最初から議論する必要がないことが重要かと考えています。

それから、正当化事由の問題についても述べさせていただきます。セキュリティ、プライバシー、青少年保護の問題は非常に重要だと考えておりますが、E Uのデジタル市場法ではこのような正当化事由型の規定の仕方はしていません。一方で、先ほどプライバシーや青少年保護の専門家の先生方から御発言があったように、プライバシー保護や青少年保護の問題は、本来、自主規制に委ねるのではなく国家が規制しなければならない事項であり、議論に当たってはあべきものとしての規則がどのようなものであるかということを念頭に置く必要があります。企業が建前でやっている部分と本当に規制が必要な部分には違いがあるので、その差を認識し、例えばガイドラインの中で例示する事項を、青少年保護やプライバシー保護、セキュリティ保護の専門家の意見を聞きながら、当然あるべき規制というものを考えて入れていく形になるのではないのでしょうか。逆に言うと、正当化事由について具体的な事例を示すことが企業を正しい方向に誘導するものでもあるということが、非常に重要なポイントという気がいたします。

正当化事由に追加する目的についてですが、既に規定されているセキュリティ、プライバシー、それから青少年保護というのは、まさに今、サイバースペースで守らなければいけない、規律化が必要であるということで、世界的に公共目的として合意されるものであり、かつ保護のためにどのような規制が必要かということが非常に強く認識されているから、立法の段階で規定したのです。正当化事由を追加するときには、それと同じだけのやむにやまれないような理由である必要があると思います。ですから、何でも正当化事由になるという議論ではなく、初めから、今述べた三つの事由に匹敵するような正当化事由は何かという観点から議論を進めるものであるという印象を持っています。

私からの意見はこれで終わりたいと思います。どうもよろしくお願いいたします。

○依田座長 どうもありがとうございました。

早速、委員の皆様から、プライバシー、セキュリティ、個人情報、青少年保護、そしてE Uのデジタル市場法と対比した日本のスマホソフトウェア競争促進法の独自性について御言及いただきました。

ここまでで、事務局から何かコメントや意見等ありましたら、お願いしたいと思います。

○稲葉室長　今回は、初回のキックオフの会合ですので、基本的には先生方から御意見を伺って、それを踏まえて、第2回目以降の会合で具体的にどのような形で御議論いただくか、事務局にてよく論点を整理させていただきたいと思っています。

もう一点、正当化事由に関して様々な御意見を頂いたところですが、御指摘にあったとおり、関係省庁でも様々な関連する取組をされていますので、この検討会での御議論と並行して関係省庁とも連携をしながら、特に正当化事由については検討を進めていくことができればと考えています。

以上です。

○依田座長　どうもありがとうございました。それでは続きまして、伊永委員、お願いいたします。

○伊永委員　東北大学の伊永と申します。

私も競争法、独占禁止法を専門としています。内閣官房のデジタル市場競争会議ワーキンググループで長年この話題を議論してきて、ようやくここまで来たかという意味では、ほかの委員の方々と同じで感慨深いものがあります。一方で、事前規制という新しい枠組みに挑戦している側面もありますので、この法的な枠組みをどう使いこなすかが今後の課題になっていると認識しています。特に新法の強制力と執行力の確保が非常に重要だと認識しており、この点で法律に魂を込める作業が本検討会での重要な課題だと思っています。

事務局から、政令、規則、ガイドラインという三つの視点が示されましたが、私からは主に専門としている競争法、独占禁止法の観点から、三つの別の視点を全体について示したいと思います。

一つ目は規制客体をどう絞り込むかという点です。二つ目は規律遵守の仕組みをどう整備するか。そして、三つ目が遵守行為をどう明確化していくか。この三つの視点から問題を考えています。

最初の論点である規制客体の絞り込みについては、客観的に根拠のある基準で十分な絞り込みを行わないと、革新的な技術や経営による市場を通じたシェアの獲得であっても事前規制の対象となりかねないことになり、逆に自由な市場の活力を削ぐ危険があると考えています。弾力的な運用の余地を残しつつも行政による恣意の排除も追求しなければ、結果として競争をゆがめるおそれもあるのではないかと考えています。この絞り込みをどうやっていくかというのが、一つ目の課題です。

二つ目の規律遵守の仕組みの整備についてですが、規制対象となる事業者にとってどのような対応をすれば規律を遵守していることになるのかが明確にならなければ、規律遵守が困難となって、実効性が損なわれるおそれがあると考えています。デジタル市場競争会議の最終報告でも、協議によって規制の遵守を試みることや、事前規制の手続を整備したり、ガイドラインを示して相談をしていく体制を整えるということなどの提案がされていたところですが、そのうちガイドラインの整備については本会議の重要な課題であると思います。

最後に、遵守行為の明確化について、プライバシー保護や青少年保護を含めた正当化事由が認められる条件の議論も大事だと思いますが、それ以外の遵守すべき行為の内容の明確化、具体化が、措置の迅速性や規律の抑止効果にとって大変重要になると思っています。ただし、行為を明確かつ具体的に特定し過ぎると、技術の進展による規律の陳腐化が懸念されますし、規制対象からの潜脱や迂回行為を容易にしまうという側面もありますので、バランスが必要になる問題と捉えています。

いずれにしても、違反を発見して是正するため、執行の可能性をいかに確保するかという点が課題と認識して、取り組んでいきたいと思っています。

以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○依田座長　ありがとうございました。

それでは、滝澤委員、お願いいたします。

○滝澤委員　東京大学の滝澤でございます。今回から参加させていただくことになり、光栄に存じます。

私は競争法、独占禁止法の専門家ですので、川濱先生、伊永先生と近い視点から議論することになりますが、一つ両先生と違う点としては、私はデジタル市場競争会議のワーキンググループには参加していませんでしたので、新鮮な視点で議論に貢献できればと考えています。

今回の新法については、大きな市場支配力を持つ事業者による排除行為を規制する観点からすると、ターニングポイントとなる法律であると受け止めています。川濱先生がおっしゃいましたように、モバイル・エコシステムにターゲットを絞った法律ですので、これをいかにうまく機能させるかが、今後のデジタルプラットフォーム規制等を考える上で重要なものと考えています。適切に機能する政令、規則、ガイドラインを作ることができるよう、貢献したいと思っています。

各論的な意見も申し上げますと、まず一つには、ある程度違反行為を明確化することが重要で

あろうと思います。もう一つは、正当化事由の勘案の仕方も大事になるだろうと思っています。内容面の勘案の仕方に加えて、時間の問題もデジタル分野の場合には非常に重要です。時間の面では、法執行を迅速に行うことができる状態にあることが規制の実効性にも関わってきますので、いかに連携をして、速やかに執行を行うことができる状態にできるかという点も、ぜひ皆さんと一緒に考えていければと思っています。

どうぞよろしくお願いいたします。

○依田座長 ありがとうございます。

それでは、仲上委員、お願いいたします。

○仲上委員 大変お世話になっております。日本スマートフォンセキュリティ協会の仲上と申します。デジタル市場競争会議のワーキンググループでは、オブザーバーとして発言の機会を頂いておりました。本会議にもお声がけいただき、ありがとうございます。

日本スマートフォンセキュリティ協会は2011年に発足し、携帯キャリア、セキュリティベンダーやアプリケーション開発会社が集結した会です。当会は、スマートフォンのサービスや、アプリケーション開発者、提供者におけるセキュリティ確保についてのガイドラインの策定、様々な提言活動、スマートフォン利用者が犯罪被害に遭わないための普及啓発活動を推進しています。

スマホソフトウェア競争促進法の議論については、特にモバイル・エコシステムにおけるアプリケーションの取扱いが我々も非常に注視しているところです。競争の促進を図っていく中で、どのようにセキュリティの観点それからプライバシーの観点で問題を起きないように判断していくのか、技術的な観点と制度的な観点から議論に参加できればと考えています。

もう一点、新法によって、アプリケーション開発者やサービス事業者が今後自由な競争環境の中で様々なイノベーションを図ることができる環境が得られると思いますが、グローバルな対応が求められる中で、日本だけ、アメリカだけ、又はヨーロッパだけといった対応が生じてしまうと、グローバルにサービスを展開しているアプリケーションサービス事業者にとっては、非常に手間が多くなってしまいますので、諸外国の状況も注視しつつ適切な方法が採られるように議論をしてまいりたいと考えています。

皆さんの様々な御視座からの御意見を伺いながら、議論を進めてまいりたいと思っている所存です。よろしくお願いいたします。

○依田座長 どうもありがとうございました。

ただいま御発言を頂きました伊永委員、滝澤委員、仲上委員からは経済法、競争政策の観点から、また仲上委員につきましては、技術あるいはソフトウェアのベンダーの様々な立場から、御議論いただくことになるかと思います。

今回、公正取引委員会の中で競争政策の新しい枠組みについて議論をすることになりますが、私自身がデジタル市場競争会議の議論で感じたことを言うと、先ほどから委員から何度も指摘されていますが、消費者、国民の皆様にとって、スマートフォンは特に重要な財、サービスですので、非常に国民生活に対する影響度が大きいと感じていました。

引き続きこのような観点について、御議論をお願いいたします。

ここまでで、事務局から何か御意見やサジェスションがありますか。

○稲葉室長 まさに今、依田先生からまとめていただいたところですが、いずれも非常に重要な御指摘だと思っていまして、いただいた御指摘を踏まえて今後の具体的な議論に向けての論点整理をさせていただければと思います。加えて、ガイドラインでの明確化という御指摘がありました。我々もできるだけガイドラインは明確化を図っていくことができればと考えており、また、検討会で御議論いただく際にも、できるだけ具体的な事例があったほうが議論をしていただきやすいと思っています。我々も関係事業者と様々なコミュニケーションを取っていますので、今後の検討会においても、必要に応じて事業者側の意見も紹介させていただきながら、具体的な御議論を頂ければと考えております。

以上です。

○依田座長 どうもありがとうございました。

それでは、日高委員、お願いいたします。

○日高委員 御紹介にあずかりました一般社団法人DroidKaigiの日高と申します。AndroidやiOSといったモバイルOS上で提供されるアプリケーションの開発者の立場で参加させていただきます。私は、2011年頃からアプリ開発をしており、デジタル市場競争会議のワーキンググループにも、オブザーバーとして技術的なコメントを提供してまいりました。

ソフトウェア開発の特性としましては、非常に小さなアプリ事業者であっても世界と伍して戦っていける可能性のある領域でもあるかと思っていますが、その一方で、逆に支配的な立場からの影響も受けやすいという従来の業界慣習と比べて一風変わったいびつとも見える事業の構造があります。そのため、適切な規制はどのような形であるかという点が重要になると考えております。特に、技術トレンド等の移り変わりが非常に速い領域ですので、どのような対応

が実現可能であるかという点やバランスの取れた競争を促進するという点に関しては、青少年保護等の考え方と同じく、技術分野においても大変な課題であると感じております。

特に今回の議論では、ガイドラインの策定と運用に関しては、かなりソフトウェアの特徴が現れる部分ではないかと思っています。例えば、プライバシーのような考え方を、ソフトウェアは権限（Permissions）という形で管理していたりします。利用者にとってもメリットがある形のガイドラインを提示していくことが、一つ大きな課題ではなかろうかと思っています。

もう一点、運用の部分について、相互のコミュニケーション、アプリ事業者からも指定事業者からも共に広く意見を吸い上げ、有効性のある運用の状況を作っていくことも、非常に難しいところであるかと思います。実効性の確保に当たっては幅広い意見を、芯を食う形で集約していくかという部分が、ポイントかと思います。

以上です。

○依田座長 どうもありがとうございました。

続きまして、山田委員、お願いいたします。

○山田委員 ありがとうございます。

フレッシュフィールドズ法律事務所というグローバルにオフィスがある法律事務所におりまして、様々な国の運用を見る機会がある立場から、デジタル市場競争会議のワーキンググループから引き続き、今回の検討会でも貢献させていただければと思います。

私自身の業務は独占禁止法ですが、日本企業と海外企業の双方の立場から業務を行う機会があります。イノベーションに遅れたり、あるいは良い技術を持っていても販売戦略で遅れてしまった日本企業について、それを巻き返すためにお仕事をさせていただく場合もあれば、逆に、ジオポリティカルな背景から、日本に対する期待感が今非常に高くなっていることを実感した案件もあります。このような業務の経験から端的に言うと、新法については規制の対象になる会社ととにかく意思疎通を図ることが重要であると感じています。

三つに分けてお話しすると、まず一つは、IT業界は、国によっては完全に政府が支配していることもあるような業界ですが、ガスや電気と同じように扱うべき業界であるのかという議論があります。日本では、事業の主体を私企業には残すけれども、必要な規制を入れるという前提がありますが、欧州のプロセスも見ると、事業者と政府との間で規制の範囲について、互いにここは譲れないという駆け引きが見られ、事業者と政府との間で、とにかく細かいところまで話し、意思疎通をすることが重要になります。そして、何が本当に問題なのかを見つけ出

し、また、政府の求める対応についても、ものによっては技術的に問題なくできますよというところも絶対あるはずなので、その妥協点を見出していく必要があります。規制の対象になるであろう企業、特にグローバルな企業については、グローバル市場からの収入を基盤に投資して、非常に高い技術を持っていることは否めません。それに比べると、日本企業は技術投資額が絶対的に少ないので、拾い上げるべき良い技術を持っている企業も勿論ありますが、投資額の差によって生じる根本的な技術の差のために、対等な立場でグローバル企業と競争できる本当の意味の競争者とは必ずしも言えない例もあります。巨大IT企業への規制をやり過ぎると、消費者の利便性にもインパクトがある側面もあることを認識した上で、そうではないところとのメリハリを出すには、各論の究極まで話し合っ詰めるしかありません。だから、いかに規制対象の会社にこの話し合いに出てきてもらうかが一つポイントになると思います。

もう一つは、先ほどジオポリティカルという言葉を使いましたが、この日本の新たな法律は、どのように運用していくかも含めて、アジアの試金石として注目が集まっている点です。特定のアジアの国においてアメリカの企業は事実上ビジネスができていないという状況の中で、アメリカの企業にとっても日本は非常に大事な市場です。今まで日本は、国内のオーディエンスのみを見て法律を作り、運用をしていましたが、このような発想を変えなければいけない段階に至っている中の最初の一個のプロジェクトという位置付けだと思います。例えば、ほかのアジアの国では、自国の企業保護のような目的で激しい調査をやっている国もあり、また、そのような国に限って、規制の対象となる事業者の意見を聞かず、当局も何も話さないというような適正手続の観点から疑問のある運用をやっている一方、日本の役所はかなり説明もしますし、役所の側から出ていってコミュニケーションを取ろうとしています。だからこそ、日本はアジアのモデルとして注目されている訳です。私の認識では既に日本はアジア諸国のモデルとして動いているところではありますが、これからほかのアジア諸国も同様の規制の動きを始める中で、日本は試金石あるいはモデルとして振る舞う必要があると思います。

最後に、欧州では、独占禁止法について、政治や産業政策の視点は受け入れないというのが基本スタンスになっています。これは、各メンバー国が、欧州委員会には軍事、外交の主権を移していないという立て付けを動かしていないので、産業政策の視点があまり入らないという背景があります。そのため、産業政策的な観点から会社と話すつもりはないという、突っぱねるような態度になります。一方、私から見ると、日本の役所は、役所によってグラデーションはありますが、欧州とは全く違うアプローチをとっているし取らざるを得ないと考えています。

例えば、安全保障は新法の検討に当たって重要な要素となりますが、この法律の政令とか規則の議論の中で、抽象的に議論をしてしまうと結局何もできなくなるおそれがあります。だから、その部分の議論はある程度切り離して、あまり掘り下げずにまずは進めなければならない場面もあるのかも知れません。逆に言うと、切り離して大丈夫だという信頼感を持ってもらうほど、政府と事業者との間で信頼関係が築かれなければならないと思います。そのような信頼関係に基づく議論をしてくれるほど、今、日本市場はアメリカの会社にとって重要になっているというのが、私の認識であり期待です。ですから、抽象的な議論に引きずられ過ぎず線を引き、欧州のような杓子定規なやり方を踏襲しないほうがいいのではないかとというのが私の意見です。

○依田座長 どうもありがとうございました。

最後、山田委員がおっしゃったことは、過去5年間のデジタル市場競争会議のもう一つのテーマとして議論してきたことでもあります。EUではデジタル市場法、デジタルサービス法という新しい法律の枠組みの中で、各国が巨大IT事業者とコミュニケーションを取っていくため、政府と事業者は非常に敵対的な関係にならざるを得ません。アメリカでは、旧態依然とした反トラスト法の中で、裁判を通じて同様の問題に対峙しています。日本、そして恐らくはイギリスでは、それぞれの国において新しい法律を作り、事業者に国内の管理人を置いていただいてコミュニケーションを取っていく形を取っています。日本の制度の立て付けは、国家的な観点から、巨大IT事業者と国家として常にコミュニケーションの窓口を取っておくという、実は裏面で非常に重要な責任を負う形になっています。

今回の検討会の直接の議論の対象とするわけではなく、また、今までの競争政策の枠組みにはなかったことですが、このような制度となっていることは確かに事実ですので、このような視点も我々委員としては心の片隅に置かざるを得ないところです。ただ、まずはきちんとスマホソフトウェア競争促進法のエンフォースメントをしっかりとやっていくというところを、一義的に頑張っていきたいと思っています。

では、ここまでで、事務局から何か感想等がございましたらお願いします。

○稲葉室長 今、座長の依田先生に整理していただいたとおりだと思いますが、今回のこの検討会のスコープとしては新法の施行準備ということですので、セキュリティや安全保障も含めた御指摘もありましたが、新法に伴って生じる問題や生じ得る懸念、また、新法の範囲内で対応していくことができる問題と、そうでない問題とがあると思いますので、うまく整理をして

御議論を進めていただければと考えております。

○依田座長 それでは、御欠席の委員から事前に提出いただいた御意見の代読を、事務局にお願いいたします。

増田悦子委員から意見を提出いただいています。

○稲葉室長 それでは、御欠席の増田委員から御提出いただいた御意見について、代読させていただきます。

本協会は、全国の消費生活センター等で消費生活相談を伴う消費生活相談員を主な構成員とする公益社団法人です。消費者の安全安心な暮らしを守ることを目指して活動しています。

消費者を取り巻くデジタル市場の環境がますます進化し複雑化していく中で、いまだデジタルリテラシーが追い付いていない消費者も多数います。スマートフォンはこれまで一定の安全性が確保された環境であり、消費者はそれを当然のこととして利用してきました。消費者にとってハードウェア、ソフトウェアの安全性が大前提であり、公平公正な競争環境の実現と消費者のセキュリティやプライバシーの保護、選択の機会の確保が同時に実現されなければならないと考えています。

また、多様なストアからより低廉な価格でサービスが利用可能になることが示されていますが、安全性の高いアプリストア、子ども向け、高齢者向けなどのアプリの提供や低廉な価格について、消費者が実感できるようにすることが重要と考えます。

①取得したデータの不当な使用の禁止について。そもそも消費者がウェブサイトを利用する場合に、閲覧履歴等個人の情報がどのように取得され、どのように利用されているか意識しないことが多く、気にしている消費者も確かめる術を知らない、あるいは確かめられないことから、不安を持ちながら利用しています。こうした状況も踏まえて議論する必要があると考えます。

②決済課金システムの利用義務付けの禁止について。消費生活相談においては、オンラインゲームやサブスクリプション契約の解約についての相談が寄せられています。多様な決済サービスが提供され、消費者が希望する決済サービスを選択しやすくなり、同時に誤認がなくなることを期待します。現状、インターネット上で契約して支払い請求が来ても、どこで契約したのか分からずに相談に来る消費者がいます。これはまれなことではなく、急激なインターネットの普及により教育、啓発がされないままに利用をスタートしていることや、事業者による表示や情報提供が分かりにくいことによるものです。多様な決済サービスの中から選択させる際

には、契約の相手方、その特性、申出する場合の窓口など、それぞれのサービスごとに明確に表示し、消費者が混乱することのないようにする必要があります。また、異なる相手方に申し出た際にはサポートをしていただきたいと思います。

③代替アプリストアについて。新たなアプリストアの安全性が現状の指定事業者による安全性と同レベルの安全性が確保されるのか、消費者からは判断ができません。安全性のレベルを維持し、青少年保護のための機能が使えなくなることがないようにする必要があります。また、代替アプリストアのセキュリティ、プライバシーの確保のためには指定事業者による措置が必要であり、そのコストはアプリストア事業者やアプリ事業者、消費者が負担することになると思われますので、アプリの価格が下がり消費者の費用負担が軽減されるか、今の段階では不明です。公平公正な競争環境となるための制度整備とともに、消費者利益が実感できるようにしていただくことが必要と思います。加えて、どのアプリストアを選択するのか消費者の選択する権利の確保には、それぞれの特性や措置について分かりやすく表示していただくことが重要です。

以上です。

○依田座長 どうもありがとうございました。

ここまで、本日、委員の先生方から自己紹介と、また最初のキックオフに当たっての御意見や抱負について、様々な意見を頂きました。

ここまで一通り意見を聞きましたが、今までの競争政策の議論とは毛色の違った相当大変な議論になるものと思います。特に岩成局長は、これまでデジタルプラットフォーム取引透明化法についても最初から議論をリードされていまして、岩成局長、今までの議論や委員の先生の御発言を聞いて何か御意見等ございましたら、お願いします。

○岩成局長 ありがとうございます。

内閣官房での議論の頃から、また、この新しい法律の立法の段階からも議論になっていきますが、特に正当化事由を中心として、競争を促進していくという公取委のスタンスあるいは競争政策のスタンスと、セキュリティ、プライバシーあるいは青少年保護、その他の観点も含めた正当化事由の観点をいかに両立させていくかという点について、今日も様々な御意見を頂きました。この場での御意見も踏まえつつ、また、関係省庁からの意見も踏まえながら、この法律の実効性をあらしめるような方向性をつくることができれば良いと思っています。

それから、今日何人かの方からもいただいた観点として、国際的な観点が改めて強調された

かと思います。

一つは、先行しているEUのデジタル市場法やイギリスの規制などとの整合性を図っていくことの重要性もありますし、それとともに日本固有の、ほかの諸外国とは違う制度的な枠組みがある日本において、どのような仕組みを作っていくのが適当なのかという観点もいただいたと思います。それから、今後、事前規制ということで続いていくかもしれないアジアからの視点というところも、テーマとしていただいたように思います。これらをいかに考えていくかというかなり重たい宿題ですけれども、皆さんと一緒にぜひ考えていければと思っておりますので、よろしくお願いします。

○依田座長 どうもありがとうございました。

佐久間審議官からも何か御意見がありましたら、お願いします。

○佐久間審議官 私も今のポジションに就く前、内閣官房におりまして、モバイル・エコシステムの競争評価の議論にも参加させていただきました。

非常に重たい課題を背負っているわけですが、公正取引委員会も、これまで競争政策上の問題を考える中において正当化事由の検討を全くしていなかったわけではなく、全く未知の世界ということではないと思いますので、検討会の先生方の御意見を聞きながら、しっかりした内容のものをまとめていきたいと思ひますし、私もささやかながら貢献させていただければと思ひます。

○依田座長 ありがとうございます。

本日は御参加の皆様から多様な御発言を頂きました。

最後に、私からも簡単に手短かにコメントをさせていただきます。

私は経済学者ですが、今回の検討会は、競争政策という枠の中でもエポックメイキングな要素をいくつか持っており、競争政策上の歴史的な意義があると思っております。伊永先生や川濱先生のような経済法の専門家にとっても大きな意味を持っておりますし、そのほかのセキュリティやプライバシー、個人情報等を専門としてきた別の先生方、あるいは技術を専門とする先生方にとっても、重要な議論があり得ると思っております。

3点ほどにわたって述べさせていただきます。まず、今般の競争政策の議論は20世紀型の競争政策と一線を画するものになります。20世紀型の競争政策とは、20世紀初頭に反トラストの理論がアメリカで確立したとき、教科書どおりの通常の場合は反トラスト法、日本で言うと独占禁止法で、事後的に規制することがベースとなっております。一部、企業結合規制につい

ては事前規制を採るものもありましたが、基本はあくまでも反トラスト法に基づく事後的な規制でした。ただ、その枠組みに入らないものがあります。山田委員からも言及がありましたが、電話、電力、ガスのような供給側の自然独占性、規模の経済性があるものは反トラスト法の枠に入らないので、公益事業としての事後的な規制というやり方をアメリカは採り、日本も戦後それを踏襲してきました。

ところが今般、21世紀に大きなネットワーク効果を駆使した両面市場のプラットフォームビジネスモデルが出現することによって、20世紀型の二分法の枠に入らないものが出てきたので、新しい三つ目の分野として、事前規制を採ったことになります。その中で、日本では共同規制という枠組みを作り、巨大IT事業者と常にコミュニケーションを取って、敵対一辺倒でも従属一辺倒でもない道を探ってきたところで、今般、非常に重要な論点となっていきます。

2番目になりますが、これまで、競争政策の観点で消費者主権をベースに置き、合理的な消費者需要曲線を引っ張ってくる際に、独占者あるいは寡占的な競争者を置いて、供給側の戦略に依存するという、ハーバード学派、シカゴ学派に続くゲーム理論的な立場で議論してきましたが、今般、限定合理性をベースにした、いわば行動経済学の限定合理的な消費者を加えた消費者政策と競争政策の融合をこの新法において取り扱うという形になっています。これも新しい観点での競争政策上のエポックメイキングになっていきます。

3番目に、3年前に、現在のスマホソフトウェア競争促進法につながるモバイル・エコシステムの議論を始めた時点で、ここまで生成AIが目に見える形で大きな存在になってくことは、正直に申し上げて私は予見することはできませんでした。この生成AIが大きな存在になり、スマートフォンの四つの特定ソフトウェアのレイヤーに深く入り込んでくることを十分にこの新法の中に織り込めているかというと、そういうわけではありません。この法律の枠組みの中で生成AIを個別具体的に議論する必要はありませんが、恐らく生成AIは5番目のレイヤーとしてではなく、四つのレイヤーと完全に融合して無視できない存在になると思われますので、委員は頭の中に入れないといけないと思っています。

これらがこのスマホソフトウェア競争促進法の歴史的な意義、エポックメイキングになるものでありますので、こうした議論に参加させていただくのはありがたい話であり、また荷が重い仕事にもなっていますが、一生懸命務めを果たし、議論を重ねていきたいと考えております。

私からは、以上、コメントをさせていただきました。

それでは最後に、事務局から、今後の本検討会の進め方、スケジュールについて御説明を頂

きます。

○稲葉室長 それでは、資料3に沿って、事務局から御説明させていただきます。

今後のスケジュールですが、本日9月30日に、この検討会のキックオフをさせていただきました。今後は、12月19日に指定に関する規定が先行して施行されますが、これ以外の規定に関しては、来年年末の全部施行に向けて、この検討会でも議論を進めていただきたいと思います。

具体的には来年の3月末頃までを目途として御議論を頂き、一定の方向性を示していただいた上で、公正取引委員会にて、その御議論を踏まえて政令、規則、ガイドラインの原案を策定してパブリックコメントの手續にかけて、来年の6月を目途として、その成案を公表させていただければと考えています。残り半年ほどで、本日いただきました皆様方からの御意見、御指摘も踏まえて、具体的な議論を進めていただくための論点整理などをしっかりやってまいりたいと考えています。

次回は、10月に第2回の検討会を開催する方向で調整をさせていただいていますので、決まり次第、日程や議題などについて御連絡をさせていただきます。

私からは、以上です。

○依田座長 どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、第1回スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する検討会を終了いたします。